

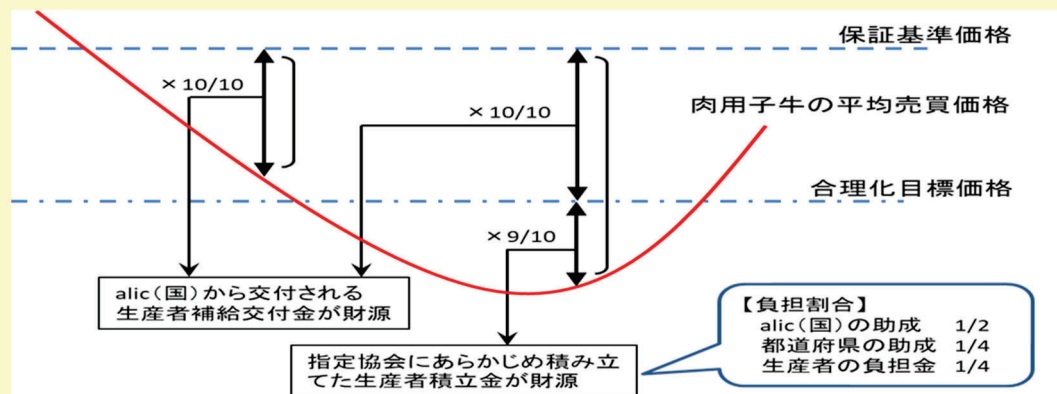
○肉用子牛生産者補給金制度

■制度の目的

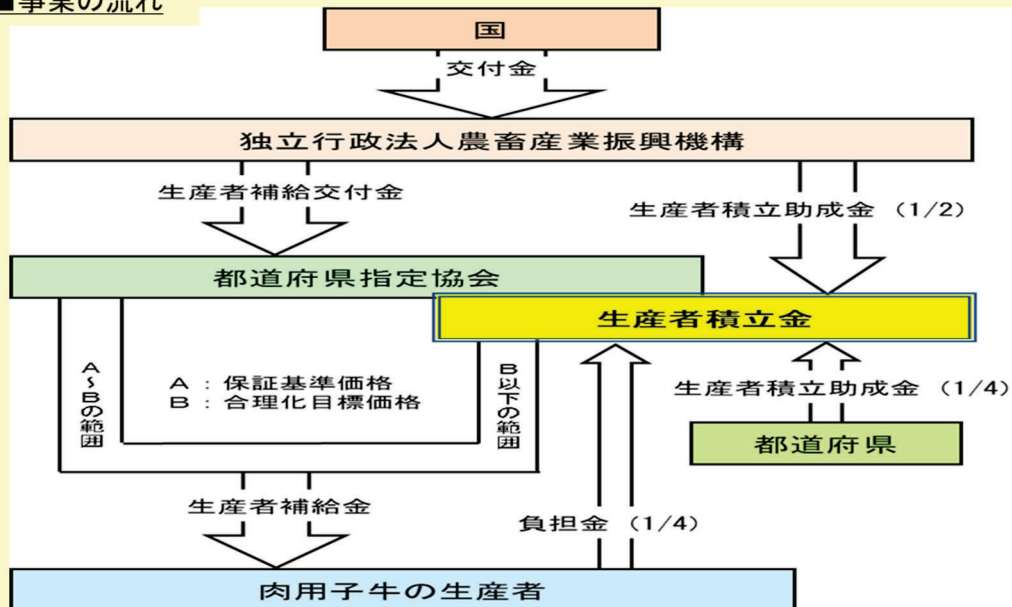
肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

■制度の仕組み

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。具体的には、四半期毎に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または、自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



■事業の流れ



【令和4年度交付実績：2,717百万円】

○畜産業振興事業(肉畜・食肉等)

■事業の概要

肉畜生産農家の経営安定対策を補完するための取組みの支援を実施するとともに、口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉等をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、肉畜・食肉等関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施しています。

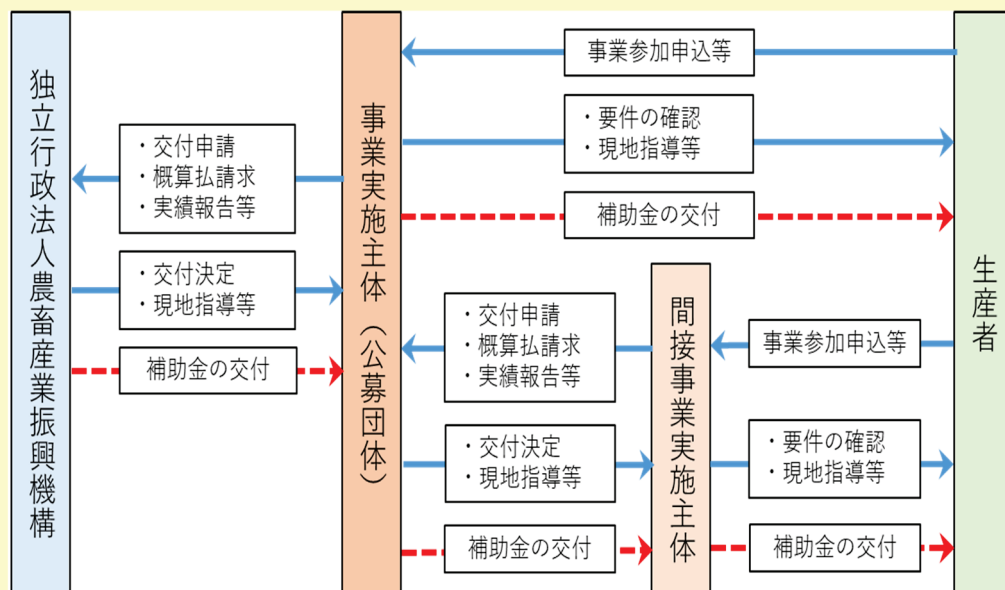
【補完対策】

- 肉用牛繁殖経営及び肉豚生産者の生産基盤強化
- 負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援
- 食用・飼肥料等としての利用が禁止されている牛肉骨粉等の適正処分の推進

【緊急対策】

- 豚熱の発生に伴う野生イノシシへの経口ワクチン散布等への支援
- 配合飼料価格安定制度の補填金の交付に必要な資金に充てるために、融資機関から必要な資金の借入れを行う場合に要する利子相当額について支援
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた和牛肉の保管等への支援 等

■事業の流れ(例)



※事業の流れは、事業により異なります。

【令和4年度交付実績：34,014百万円】